

山形海区漁業調整委員会委員候補者の推薦及び募集要項

1 推薦及び募集人数

10人（下表の区分ごとの人数のとおりとする）

区 分	推薦及び募集の人数
漁業者・漁業従事者委員	6人
学識経験委員	3人
中立委員	1人

各委員の要件については、次のとおりとなります。

(1) 漁業者・漁業従事者委員

山形海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町の区域内に住所又は事業場を有する者であって、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者とします。

(2) 学識経験委員

資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者とします。

(3) 中立委員

海区漁業調整委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しない者とします。

2 任期

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

3 身分及び報酬額

山形県の特別職の非常勤職員

月額上限25,600円（令和5年度実績）

4 海区漁業調整委員会の権限

海区漁業調整委員会は、漁業者や漁業従事者が主体となった漁業秩序をつくる観点から、全国に64海区が設置されています。

漁業権の免許等に係る答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示などの法律に基づく権限を有しています。

5 推薦を受ける者及び応募する者の資格

漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者とします。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 年齢満18歳未満の者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 山形県議会の議員
- (5) 山形県暴力団排除条例（平成23年県条例第26号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者

6 推薦及び応募の方法

次の様式に必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えて、郵送、電子メール又は持参により提出してください。

個人が推薦する場合

【別添様式1】

法人又は団体が推薦する場合

【別添様式2】

応募する場合

【別添様式3】

7 受付期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月14日（火）まで〔必着〕

※郵送の場合は、郵便物の到着期日の記録が残る配達証明等を利用してください。

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※申込状況により募集期間を延長する場合があります。延長する場合は、山形県のホームページにより公表します。

8 推薦及び応募状況の公表

受付期間の中間と期間の終了後に、提出された書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況（ただし、漁業者又は漁業従事者以外の場合は、漁業経営の状況については掲載不要となります）
- (4) 被推薦者又は応募者が漁業者又は漁業従事者である場合は、山形海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町区域内に住所又は事業場を有するか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由

9 選定の方法

山形海区漁業調整委員会委員候補者選定委員会において、提出書類をもとに次の事項により選定します（必要に応じ追加資料等を求める場合があります）。

- (1) 漁業者又は漁業従事者が営み、又は従事する漁業の種類、操業区域、住所又は事業場を有する地区について、著しい偏りが無いよう配慮すること
- (2) 山形海区漁業調整委員会内における漁業者の年齢別・性別構成を踏まえたうえで、女性や若者について積極的に登用すること
- (3) 委員区分ごとに次の事項を確認すること
 - ①漁業者・漁業従事者委員について
漁業者又は漁業従事者であることを、経歴その他必要に応じ求める資料により確認します。
 - ②学識経験委員について
資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有することを、経歴その他必要に応じ求める資料により確認します。
 - ③中立委員について
山形海区内における漁業に関する事項について利害関係を有しないことを、経歴その他必要に応じ求める資料により確認します。

10 海区漁業調整委員会委員の候補者の選定結果

選定結果は、推薦者及び応募者全員に文書でお知らせします。

なお、推薦及び応募書類は返却しませんので御了承ください。

その後、山形県議会に議案として提出し同意を得た後、知事より任命します。

11 その他

- (1) 推薦又は応募に要する費用は、全て提出者の負担となります。
- (2) 推薦書等に記載された内容確認のため、必要に応じて関係機関等に対して照会を行うことがあります。

12 推薦及び応募書類の提出先並びに問い合わせ先

〒998-0838

酒田市山居町二丁目14番23号

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課

〔電話〕 0234-24-6046

〔FAX〕 0234-24-6164

〔電子メール〕 yshonaisuisan@pref.yamagata.lg.jp